

第八号様式（第二十八条第四項関係）（A 4）

〔工事により耐火建築物に係る規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由〕
〔火災の発生を有効に感知することができる装置の種類及び内容〕
〔工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に連絡することができる装置の種類及び内容〕
〔工事の計画に係る建築物を常時管理する者〕
〔工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所〕